

6-(6) 有害物質（塩化水素）の排出基準（一部のみ抜粋）

施設の種類	規 模	排出基準値
廃棄物焼却炉	火格子面積2㎡以上 又は焼却能力200kg/h以上	700mg/Nm <sup>3</sup>

6-(7) 有害物質（窒素酸化物）の排出基準（一部のみ抜粋）（単位：ppm）

施設の種類	排 出 ガ ス 量	設 置 区 分	排 出 基 準 値	備 考		
ボイラー (液体燃料)	50万Nm <sup>3</sup> /h以上	S50.12.9以前	180	S48.8.9以前設置の施設については、S55.5.1から基準値改定 230→180ppm		
		S50.12.10～S52.6.17	150			
		S52.6.18.以降	130			
	50万Nm <sup>3</sup> /h未満 10万Nm <sup>3</sup> /h以上	S48.8.9以前	190	S55.5.1から基準値改定 230→190ppm		
		S48.8.10～S50.12.9	180			
		S50.12.10以降	150			
	10万Nm <sup>3</sup> /h未満 4万Nm <sup>3</sup> /h以上	S48.8.9以前	190	S55.12.1から適用		
		S48.8.10～S50.12.9	180			
		S50.12.10以降	150			
	4万Nm <sup>3</sup> /h未満 1万Nm <sup>3</sup> /h以上	S50.12.9以前	230	S55.5.1から適用		
		S50.12.10以降	150			
	1万Nm <sup>3</sup> /h未満 5千Nm <sup>3</sup> /h以上	S52.9.9以前	250	S55.5.10から適用		
S52.9.10以降		180				
5千Nm <sup>3</sup> /h未満	S52.9.9以前	250	S59.8.10から適用			
	S52.9.10以降	180				
乾燥炉	すべて	S54.8.9以前	250	S57.8.10から適用		
		S54.8.10以降	230			
廃棄物 焼却炉	連続炉以外のものにあつては排ガス量が4万Nm <sup>3</sup> /h以上のもの	S52.6.18以降	250			
ガ ス タービン	4.5万Nm <sup>3</sup> /h以上	S63.2.1以降	70	ガス専焼に限る。 非常用を除く。		
		S63.2.1以降H1.7.31以前 H1.8.1以降	90 70			
	4.5万Nm <sup>3</sup> /h以上	S63.2.1以降H3.1.31以前 H3.2.1以降	100 70	液体燃料に限る。 非常用を除く。		
		4.5万Nm <sup>3</sup> /h未満	S63.2.1以降H1.7.31以前 H1.8.1以降H3.1.31以前 H3.2.1以降		120 100 70	
	ディーゼル 機 関		シリンダー内径400mm以上		S63.2.1以降H1.7.31以前	1600
		H1.8.1以降H3.1.31以前 H3.2.1以降			1400 1200	
S63.2.1以降		950				
	シリンダー内径400mm未満	S63.2.1以降	950			

- (注) 1 熱源として電気を使用するものを除く。  
 2 昭和52年9月9日までに設置の工事が着手された排出ガス量が5千Nm<sup>3</sup>/h未満の過負荷燃焼型ボイラーは当分の間適用しない。  
 3 小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間適用しない。